

## 【平成30年第1回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成30年3月16日 健康福祉委員長 勝又 光江

- 「議案第8号 川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例の制定について」

### 《主な質疑・答弁等》

- \* 指定難病の疾患数及び本市の対象者数について

指定難病の疾患数は330疾患であり、本市の対象者は平成29年3月末時点で9,341人である。

- \* 申請から医療費受給者証の交付までに要する期間の見込みについて

現在は、支給認定に関する事務を県が行っており、4か月程度の期間を要している。今後、本市に支給認定に関する事務が移管されることから、効率化による時間短縮について検討したところ、審査方法の早期化及び所得照会を審査と同時並行で行うこと等で1か月以上早く受給者証の交付を行うことができると考えている。

- \* 指定難病の更新期間の変更について

指定難病の更新は、法律により毎年更新することが規定されているため、条例等で期間を変更することはできない。

- \* 更新時における医師の診断書の必要性について

医師の診断書は指定難病の判定に不可欠であるため、更新時においても必要であると考えている。

- \* 川崎市指定難病審査会における部会の位置付けについて

難病は疾患数が多く、希少な疾患もあることから、審査会の委員で全てを審査することが困難な場合も想定されるため、審査会に部会を設置し、学識経験者から意見を聞くなど、適切な判断を行うことを予定している。

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第9号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第10号 川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について」

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第11号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

### 《主な質疑・答弁等》

- \* 今後、国民健康保険料の上昇が避けられない状況であることに対する考え方について

国民健康保険事業に関しては、これまで一般会計からの繰入れを行うことで、保険料を抑制してきた経緯があり、今後も健康寿命の延伸等の取組を引き続き行っていくが、高齢化等に伴う保険料の上昇は避けられないと考えられる。また、国も決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入れについては計画的・段階的に解消・削減すべきとの方針を示していることから、今後も国民健康保険料の上昇と本市が行うべき上昇抑制に向けた取組を市民に理解していただくとともに、丁寧に対応を進めていきたい。

#### 《意見》

- \* 国民健康保険の加入者は社会的弱者が多いため、過度な負担にならないよう配慮を行うとともに、市民の公平感にも配慮した対応を行ってほしい。
- \* 国民健康保険事業特別会計について、来年度も今年度と同額の法定外繰入れを行い、保険料の上昇を極力抑えたいと表明し、激変緩和措置を講ずることとした本市の対応は評価するところである。しかし、本議案は高すぎる保険料等、国民健康保険制度の持つ構造的な矛盾解決には程遠いと言わざるを得ない。また、地域におけるきめ細やかな対応を行うという観点からも、川崎市国民健康保険運営協議会の役割は非常に重要であると考えており、委員の定数を23人から11人に削減する内容を含む本議案には賛成できない。

#### 《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第12号 川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第13号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

- \* 介護保険料の滞納状況について

平成29年度の介護保険料の収納率は98.75%程度と見込んでおり、滞納者は少ないと考えている。保険料の支払いが困難な方には、各種減免制度の利用について案内し、対応を行っているところである。

- \* 介護保険制度における災害減免、所得減少減免及び負担軽減減免の利用件数について

過去3年間の利用件数は、災害減免は、平成28年度7件、平成27年度21件、平成26年度22件。所得減少減免は、平成28年度36件、平成27年度59件、平成26年度39件。負担軽減減免は、平成28年度121件、平成27年度113件、平成26年度104件である。

- \* 減免制度を利用しても支払いが困難な方への対応方法について

保険料は、生活困窮減免制度を利用すれば基準額の4分の1まで減少するが、それでも支払いが困難な方については、日常生活を送ること自体が困難であることが想定され、保険料だけの問題ではないことが多いため、福祉事務所への相談を案内する等の対応を行っている。

\* 本市の保険料生活困窮減免制度の基準を横浜市と同等程度に拡充することについて

本市と横浜市の当該減免制度の適用に当たっての相違点は、収入・預貯金の基準であり、横浜市は本市より減免対象となる収入・預貯金の額が高く設定されているため、横浜市は本市より当該減免制度の利用者が多い状況であるが、本市としては、現状の基準を変更することにより、当該減免制度の拡充を図ることは困難であると考えている。

\* 社会福祉法人による利用者負担の減免制度の概要及び利用対象者数について

当該負担軽減制度は、減免額の一部を社会福祉法人で負担していただくものであり、本市が単独で実施できる制度ではないが、本市には協力していただけたる社会福祉法人があるため、制度の活用が図られており、年間の利用対象者数は約100人である。

\* 平成37年度に想定されている基準介護保険料額について

現在の想定では、約7,500円と見込んでいる。

\* 介護保険料が3年ごとに上昇することに対する本市の考え方について

保険者として保険料の上昇による被保険者の負担増加は好ましくないと考えているため、他都市と共に国に対して国庫負担割合の引上げ等について要望を行っており、今後も要望は続けていきたいと考えている。

\* 介護保険制度を市民に周知させることの考え方について

介護保険制度は、医療保険制度や年金制度等に比べ歴史が浅く、更なる制度の周知が必要であると考えている。また、健康寿命の延伸等についても重要であると考えているため、介護予防事業等についても、市民に対し丁寧な説明を行っていく。

\* 介護保険給付費準備基金の概要について

当該基金は、毎年増加が見込まれる給付費に対し、3年間定額で設定された保険料の期間内での過不足に対応するために設置しており、介護保険の給付費等に充てるための基金である。

《意見》

- \* 生活保護のボーダーライン上にいる市民の負担を少しでも取り除くように保険料生活困窮減免制度の収入・預貯金の基準について見直しを行ってほしい。
- \* 介護サービスを受けずに保険料を支払う高齢者には、介護保険制度について理解が深まるような啓発活動を市民に対して行うとともに、健康寿命の延伸にも力を注ぎ、社会全体で高齢社会を乗り越えるような取組を進めてほしい。
- \* 被保険者の保険料の支払いは既に限界にきており、一般会計からの繰入れを行ってでも保険料の値上げはすべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 55 号 平成 29 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 56 号 平成 29 年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 59 号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 本市の介護療養型医療施設数及び病床数について

本市の介護療養型医療施設は 3 施設あり、病床数はそれぞれ、32 病床、58 病床、165 病床である。

\* 本市の介護療養型医療施設の介護医療院への転換の意向調査について

平成 29 年 6 月に行った調査では、介護医療院の基準、報酬等が明らかになった時点で検討していくとの回答を得ており、現時点では、介護医療院への転換の意向は示されていない。

\* 介護医療院の基本報酬額について

介護医療院には、介護療養病床相当のサービスを提供する I 型と、介護老人保健施設相当以上のサービスを提供する II 型を設ける予定である。I 型は、介護療養型医療施設より高い報酬等が設定される予定であり、II 型は、一部報酬が下がる部分もあるが、全体的には、介護老人保健施設よりも高く設定される予定である。

\* II 型の介護医療院の人員配置基準及び施設基準について

人員配置基準については、介護老人保健施設と比較して看護職の割合を高めている。施設基準については、介護療養型医療施設からの転換の場合に、スムーズな転換が図られるよう、床面積等の基準緩和がなされる予定である。

《意見》

\* 介護医療院は、サービスが必要な高齢者に対して十分な医療が提供できなくなる懼れがある点や、長期的に滞在が必要な方が早期退院を余儀なくされるといった懸念が払拭できないため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 60 号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 市民からの民泊に関する苦情対応について

民泊事業に係る苦情等に対しては、民泊事業者が一義的に責任を負うことになっているが、行政に対する苦情等も想定されるため、本市では、経済労働局が窓口となり、寄せられた苦情等は、府内での住宅宿泊事業連絡調整会議等での情報共有を図りながら、関係局と連携し適切に対応を行っていく。

#### \* マンションの管理組合に対する民泊制度の案内の有無について

国土交通省からの通知に基づき、まちづくり局から市に登録しているマンションの管理組合に対し民泊を禁止する場合の管理規約変更の必要性等の周知を行っている。

#### \* ワンルームマンション所有者で既に民泊を行っている営業者に対する届出に関する周知方法について

ホームページ、市政だより、区役所等でのパンフレット掲示等で周知を行う予定である。

#### \* 今後の民泊に関する規制に対する考え方について

観光都市である京都市等は、民泊利用者が多く、苦情件数も多いため規制等を行う条例を制定すると聞いているが、本市においては、住宅宿泊事業連絡調整会議で情報を共有したところ、苦情はほとんど確認されていない状況である。また、今後、民泊を行う場合は届出制になり、所在地等が分かりやすくなることで行政が管理監督を行いやすくなるため、現時点では本市独自の規制をする状況にないと考えている。今後、府内で情報共有を行い、状況に応じて規制することを検討するなど、適正に対応を行っていく。

#### \* 届出を行わず違法に民泊を行う無許可営業者への対応について

住宅宿泊事業法が整備され、民泊仲介サイトに掲載するためには、届出を行った際に付与される登録番号の提供が必要となり、また、旅館業法においても無許可営業者に対する罰則の強化及び住宅に対する立入りを行う権限が付与されるため、無許可営業者は必然的に減少すると思われるが、市民からの違法民泊に関する情報提供があれば、府内で住宅宿泊事業連絡調整会議等を通じた連携により、適切な対応を行っていく予定である。

#### \* 無許可営業者が仮に旅行者等を自分の友人であり、宿泊させていると主張した場合の対応について

無許可営業者に友人を宿泊させていると主張された場合は、行政として関与するのが困難であると思われるが、近隣住民から毎回宿泊している人が違うとの情報提供があるなど悪質と判断される場合は警察と連携を取るなど、状況に応じた対応を行っていく。

#### \* 市民の安全性の確保に関する考え方について

これまで本市では、複数局にまたがる課題に対し、府内で連携を図り、課題解決に取り組んできた経緯がある。民泊に関しても市民の安全性を第一に考え、関係局と連携して取り組んでいく。

#### \* 簡易宿所における玄関帳場設置の考え方について

旅館業法では、簡易宿所に玄関帳場の設置は規定していないが、本市では、平成27年5月の火災事故を重く受け止め、ホテル・旅館と同等のフロント機

能もしくはその代替設備が必要であると考えるため、条例を定めた上で、個々の申請に対して厳格に判断していきたい。

#### 《意見》

- \* 民泊に対するガイドラインを作成するとともに、市民に対する苦情窓口等の案内を丁寧に行ってほしい。
- \* ワンルームマンション等の所有者が民泊を行う際に届出の必要性を知らなかつたということがないように周知を徹底してほしい。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 61 号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

- \* 居宅訪問型児童発達支援サービスを受ける児童数の見込み及び支援体制の確保策について

当該サービスを受ける児童の想定延べ人数は、平成 30 年度は、1か月当たり、215 人、平成 31 年度は、235 人、平成 32 年度は、260 人を見込んでいる。今後、地域療育センターの運営法人等と協議を行い、サービスを受ける児童数に応じた訪問支援員を確保していきたいと考えている。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 62 号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 63 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

- \* 共生型サービスの実施による介護保険事業所の人員の確保状況について

放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援の事業所は合せて約 170 施設あるため、本市の場合、介護保険事業所が障害施設の指定を受けることは想定をしておらず、相談等も受けていないため、現状の人員配置は把握していない。

- \* 障害者が 65 歳を迎える際の利用者負担について

障害者が 65 歳を迎える際の利用者負担について、障害福祉サービスを介護保険サービスに上乗せして利用することを可能としている。上乗せ前の介護保険のサービスは、現状では介護保険制度が適用され、利用者の 1 割負担が生じることになるが、平成 30 年 4 月の法施行に伴い一定要件を

満たすことにより介護保険料の負担額を償還する制度が施行される予定である  
《意見》

\* 利用者負担について、国から詳細な内容が示され次第、利用者はもちろんのこと  
事業者等の関係各所に丁寧な説明を行ってほしい。

\* 共生型サービスは、国が進めている介護保険優先原則を貫き、高齢障害者のサー  
ビスが縮小される懸念があり、生活・生存が脅かされるという危惧を抱かざるを得  
ないため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 64 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に關  
する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 65 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 66 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 67 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基  
準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 共生型サービスに反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 68 号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に關す  
る条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 69 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 対象施設に対する身体的拘束の適正化に向けた本市の指導内容について

国から身体的拘束の適正化に向けた指針に盛り込むべき項目等が示される予定であるため、各事業所に対して、この項目を参考に指針の整備を進めるよう、丁寧に説明を行っていきたいと考えている。

\* 各施設に設置される身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会における協議内容等の本市への報告義務の有無について

身体的拘束については、各施設において適切に対応していただくことを前提としているため、当該委員会における協議内容等の市への報告義務は特に定めていないが、委員会の開催状況及び内容については、実地指導等で確認していく。

《意見》

\* 対象施設への身体的拘束の指導に当たっては、国からの通知どおりに指導するだけではなく、各施設の状況に応じて個別に相談に応じるなど丁寧な対応を行ってほしい。

\* 今後、対象施設には、集団講習会において説明が行われると思うが、全ての対象施設が参加できるように周知を行うとともに、現場での指導についても丁寧に行ってほしい。

\* 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催状況及び内容については、適宜確認を行ってほしい。

\* 指導・監督すべき対象施設が多いため、今後は実態に見合った市職員の確保についても検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第70号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第71号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 共生型サービスに反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第72号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 共生型サービスに反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 73 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 74 号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 75 号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 76 号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 77 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 共生型サービスに反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 78 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 79 号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護

予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 80 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 81 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決